

No	質疑	応答
1	残工期の2か月未満について周知されているのでしょうか。	<p>請求は工期末の2ヶ月前までを原則とすることは、従前より国交省HPに運用通知やマニュアルを掲示し、周知しています。スライド条項の適用については、改めてR8.4に、業界団体宛ての事務連絡や北海道開発局HP(施工効率向上プロジェクト)にて周知しています。</p>
2	残工期が2か月以上無いと単品スライドの対象外となる旨、対応されるケースがあります。2か月未満であっても対象であることを通達等していただけないでしょうか	<p>請求は、工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則としていますが、マニュアルに「これによりがたい場合も想定されるが、その場合は、十分調整の上実施すること」と記載しているため、改めて通知する予定はありません。 【運用マニュアルP43、P44参照】</p>
3	協議開始日は45日にこだわらなくて良いか。工期末20日になっても良いか。	<p>協議開始日を45日以上確保することは、工事請負契約書等に明記されていませんが、請求は工期内に必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則としています。工事内容によっては困難な場合もあるため、監督職員と協議願います。</p>
4	単品スライドの場合、対象工事費の1%となっていますが残工事費の1%とどう違うのですか	<p>残工事費は基準日以降の工事量となります。また、対象工事費は当初または既済部分検査日以降の工事量となります。 【説明資料P33～35参照】</p>
5	物価上昇は、発注者、受注者の両方ともに責が無いものではありますが、スライドの受注者負担について1.0、1.5%は大きすぎると考えますが、どのように決定されているのでしょうか？	<p>全体スライドは1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定があり、比較的大きい建設業者が受注していることから、負担割合を1.5%としています。 インフレ、単品スライドは標準請負契約約款第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれないように定めた「請負代金額の1%」としています。 【運用マニュアルP2参照】</p>
6	対象となる品目について変動額1%以上とありますが、請負金額1億の場合1%100万となりますが個々の資材の変動額が100万から190万の場合は対象とならないという事でしょうか。	<p>個々の資材ではなく、品目毎の変動額が請負金額の1%以上の場合が対象になります。 【運用マニュアルP4、P16～17、P24～26、P38～39参照】</p>

No	質疑	応答
7	インフレスライドしないといけないほど全体価格が上がっている。6月に設計単価が変わる場合インフレスライドしていただきその上で単品スライド併用を行うべきでは？	物価高騰していることは認識していますが、工事毎に状況が異なると思われますので監督職員と協議願います。 【FAQ No.1参照】
8	今般の中東情勢による合材価格が上昇している状態ですが、この状態が解消した場合、下降する可能性がある状態で単品スライドは期間で摘要されることになるのでしょうか	単品スライドは減額になる場合もありますので、監督職員と協議願います。
9	発注者側の設計単価を変更する可能性はないでしょうか？	積算に用いる資材単価については、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう適宜対応します。
10	材料の品目が多い場合は、全体スライドやインフレスライドにということでしょうか？	工事毎に状況が異なると思われますので監督職員と協議願います。
11	区画線もシンナーやトルエンの高騰で値上がりしている。この場合は単品スライドの対象外ですか？	対象となります。 【運用マニュアルP15、37、63～64参照】
12	インフレスライドは工事毎の監督員の判断という事ですか？	インフレスライドの請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めることとしているため、監督職員と協議願います。 【工事請負契約書第26条第7項参照】
13	舗装など材料を請け負わせた場合どこからの領収書が必要なのか？工場なのか？下請けからなのか？	単価を構成する根拠となる領収書であれば、いずれであっても問題ないと考えます。

No	質疑	応答
14	<p>自社プラントから出荷した合材についての証明書類について教えてください</p>	<p>自社内での取引のため納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるとしていただきますので監督職員と協議願います。 【運用マニュアルP41参照】</p>
15	<p>合材は運搬費込が含まれてますが、材料費と運搬費を分けてのスライドでしょうか。</p>	<p>現着単価の場合は、材料費・運搬にかかる燃料油上昇分による価格の変動であることを前提に、運搬費込単価でスライド適用となります。 証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明を求めるとなっており、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出することになります。その際、物価資料(現着単価)と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとなります。【運用マニュアルP41参照】</p>
16	<p>P7の見積書2件集まらない場合の取り扱い</p>	<p>見積書を発行できない旨の証明書等を提出願います。 【運用マニュアルP9参照】</p>
17	<p>材料費や燃料費のほかに建機リース類の賃料も単価上昇する意向が各リース会社から発信されているのですが、単品スライドとして適用は可能でしょうか？それともインフレスライドで対応するのでしょうか？</p>	<p>建機リース類の賃料は単品スライドの対象外ですが、全体・インフレスライドでは対象となります。 【FAQ No.21参照】</p>
18	<p>先にインフレスライドを請求している場合、単品スライドにおける価格変動前の金額はインフレスライドの基準日後の金額が適用される理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>インフレスライド条項と単品スライド条項を併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価はインフレスライド条項の基準日の単価を使用します。 【運用マニュアルP11参照】</p>
19	<p>単品スライド額の決定は、施工後の工期末となってしまうのであれば工事予定価格が想定できず数量の確定が難しいため、施工前でもスライド額が決定できるのでしょうか。</p>	<p>単品スライドは、現場に搬入された月(燃料油は購入した月の翌月)の単価となります。数量変更については、監督職員と協議願います。</p>